

(写)

(別紙2)

総財調第24号

平成27年7月24日

関係各大臣 殿

総務大臣 高市 早苗

平成28年度の地方財政措置について

現下の財政状況は、国・地方ともに極めて厳しく、財政健全化は、国・地方共通の重要な課題であります。

先般、閣議決定された「経済財政運営と改革の基本方針2015」（平成27年6月30日閣議決定）等を踏まえ、財政健全化のため、国・地方双方で徹底した取組が求められています。その際には、国・地方の信頼関係及び適正な財政秩序を維持しつつ、改革に取り組むことが重要であります。

また、地方分権改革については、地方創生の極めて重要なテーマであり、地域が自らの発想と創意工夫により課題解決を図るための基盤となるものであるため、地方に対する権限移譲及び規制緩和等を力強く推進する必要があります。

貴府省におかれましては、かねてから地方行財政の運営について、種々の御配慮をいただいているところでありますが、平成28年度の予算編成に当たっては、以上のような考え方にに基づき、特に、下記の事項を含めて、貴府省に対し要請いたしたい事項を別途総務副大臣から関係各副大臣あてに連絡いたしますので、所要の措置の実現について特段の御配慮をお願いいたします。

記

- 1 社会保障制度改革について、地方公共団体の意見を十分に踏まえ、医療・介護サービスの提供体制改革の円滑な遂行、都道府県が財政運営の主体となる国民健康保険の新制度の詳細な検討、子ども・子育て支援新制度の定着のための取組等を進めること。また、乳幼児医療費に係る国庫負担金減額措置について廃止など見直しに向けた検討を行うとともに、障害者支援のあり方の見直しについて制度の安定的な運営が可能となるよう適切な措置を講じること。
- 2 まち・ひと・しごと創生の新型交付金について制度の内容等を早期に示すほか、東日本大震災の復旧・復興について国庫補助負担金等の交付の早期化や被災団体の事務負担の軽減を図ること。また、「国土強靱化、防災・減災対策の推進」、「PPP/PFIの推進」、「地球温暖化対策の推進」など、地方財政に影響を及ぼす施策について、適切に対応すること。

(写)

総財調第25号

平成27年7月24日

関係各副大臣 殿

総務副大臣 二之湯 智

平成28年度の地方財政措置について

貴府省におかれましては、かねてから地方行財政の運営について、種々の御配慮をいただいているところでありますが、今般、貴府省大臣に対し、総務大臣から平成28年度の予算編成における地方行財政の基本的な考え方をお示ししたところであります。

この考え方に沿って、特に取り組んでいただきたい事項について別添のとおり要請しますので、所要の措置の実現について特段の御配慮をお願いいたします。

(写)

総財調第26号

平成27年7月24日

財務副大臣 殿

総務副大臣 二之湯 智

平成28年度の地方財政措置について

地方財政の運営については、かねてから種々の御配慮をいただいているところでありますが、今般、平成28年度の地方財政措置について関係府省の副大臣に対し、別添のとおり要請したところであります。

貴職におかれましても、前記要請の実現について格段の御高配をいただきますようお願いいたします。

(写)

総財調第27号

平成27年7月24日

各都道府県知事

各指定都市市長

殿

総務省自治財政局長

(公印省略)

平成28年度の地方財政措置について

現在、各府省においては、平成28年度予算の概算要求の準備を進めているところでありますが、今般、各府省に対し、地方行財政に関連して改善を要する事項について、当省より別添のとおり強く要請したところであります。

つきましては、貴職におかれましても、その趣旨を十分御理解の上、特段の御協力をいただきますようお願いいたします。

各都道府県知事におかれましては、貴都道府県内の市町村に対しても、この旨を通知していただくとともに、適切な御助言をお願いいたします。

なお、地域の元気創造プラットフォームにおける調査・照会システムを通じて、各市町村に対して、本通知についての情報提供を行っていることを申し添えます。

〔 共 通 事 項 〕

項 目	頁
I 地方分権改革の推進及び国・地方を通ずる財政健全化	
1 地方歳出に対する国の関与の廃止・縮減等……………	1
2 地方公共団体の財政負担増等を伴う施策の抑制及び効率的な行財政運営への協力等……………	1
3 国庫補助負担金の整理合理化等……………	1
II 国・地方公共団体間の財政秩序の確立等	
1 国庫補助負担金等に係る超過負担の解消等……………	1
2 国と地方公共団体の財政負担の適正化……………	1
3 国の施策に関連して設立された第三セクター等の経営健全化の取組への協力等	1
III 東日本大震災の復旧・復興の推進及び国土強靱化、防災・減災対策の推進……………	2

〔 個 別 事 項 〕

省 庁 名	項 目	頁
内 閣 官 房	1 社会保障制度の更なる改革……………	3
	2 まち・ひと・しごと創生の新型交付金の制度設計……………	3
内 閣 府	1 子ども・子育て支援に係る財政措置等……………	3
	2 自殺対策に係る財政措置……………	3
	3 PPP／PFIの推進……………	3
文 部 科 学 省	1 教職員定数の増加の抑制……………	3
	2 子ども・子育て支援に係る財政措置等……………	4
	3 特別支援教育就学奨励事業に係る超過負担の解消……………	4
	4 PPP／PFIの推進……………	4
厚 生 労 働 省	1 医療・介護サービスの提供体制改革等の円滑な遂行……………	4
	2 国民健康保険制度の持続可能性の確保等……………	5
	3 子ども・子育て支援に係る財政措置等……………	5
	4 乳幼児医療費に係る国庫負担金減額措置の見直し等……………	5
	5 予防接種に係る財政措置等……………	5
	6 障害者支援のあり方の見直し等……………	5

省庁名	項 目	頁
農林水産省	1 直轄事業の見直し……………	6
	2 後進地域の開発に関する公共事業の補助率差額の交付方法の改善…	6
林 野 庁	1 林業公社の抜本的な経営対策等……………	6
	2 地球温暖化対策の推進……………	6
資源エネルギー庁	地球温暖化対策の推進……………	6
国土交通省	1 直轄事業の見直し……………	7
	2 後進地域の開発に関する公共事業の補助率差額の交付方法の改善…	7
環 境 省	1 地球温暖化対策の推進……………	7
	2 産業廃棄物の不法投棄等に起因する支障除去等に係る財政負担……	7
	3 PPP／PFIの推進……………	7

【共通事項】

「経済財政運営と改革の基本方針 2015」（平成 27 年 6 月 30 日閣議決定）等を踏まえ、以下の事項について所要の措置を講じられたい。

I 地方分権改革の推進及び国・地方を通ずる財政健全化

1 地方歳出に対する国の関与の廃止・縮減等

地方公共団体の自由度を拡大し自主性・自立性の強化を図る見地に立って、地方分権改革の推進が地方創生における重要なテーマに位置付けられていることも十分に踏まえ、国から地方への事務・権限の移譲など国と地方の役割分担の見直しや、更なる義務付け・枠付けの見直しを進められたいこと。また、地方歳出に対する国の関与の廃止、縮減、必置規制の見直し等を積極的に行われたいこと。さらに、事務事業の廃止、縮小等を徹底して行われたいこと。その際、地方の意見を十分に踏まえられたいこと。

なお、事務事業の廃止、縮小等を行う場合には、その旨が明らかになるよう法令等により所要の措置を講じられたいこと。

2 地方公共団体の財政負担増等を伴う施策の抑制及び効率的な行財政運営への協力等

組織・機構の簡素合理化など地方公共団体の自主的・主体的な行財政改革の取組に積極的に協力するとともに、地方公共団体の財政負担の増加、職員数の増加を伴う施策については、厳に抑制されたいこと。やむを得ず、法令の改正等に伴い事務量・職員数の増加が見込まれる場合にあっても、他の施策で必ず減員措置を講じ、地方公共団体の適正な定員管理に支障を来すことのないようにされたいこと。

3 国庫補助負担金の整理合理化等

国庫補助負担金については、整理合理化や補助条件の見直し等を積極的に推進し、地方公共団体の自由度の拡大に努められたいこと。

II 国・地方公共団体間の財政秩序の確立等

1 国庫補助負担金等に係る超過負担の解消等

国庫補助負担金等に係る地方公共団体の超過負担については、実態の把握を行い、これに基づき具体的な措置を講じ、その完全解消に格段の努力を払われたいこと。

2 国と地方公共団体の財政負担の適正化

地方公共団体に権限及び責任のない事務事業に係る経費については、国と地方公共団体との間の財政秩序を維持する見地から、地方公共団体に財政負担を求めることのないようにされたいこと。

3 国の施策に関連して設立された第三セクター等の経営健全化の取組への協力等

地方公営企業、地方公社及び第三セクターは、地域において住民の暮らしを支える重要な役割を担う一方で、経営が著しく悪化した場合には地方公共団体の財政に深刻な影響を及ぼすことが懸念されることから、「経済財政運営と改革の基本方針 2015」等を踏まえ、引き続き徹底した効率化・経営健全化を図る必要がある。

このことを踏まえ、土地開発公社、地方道路公社、地方住宅供給公社、林業公社をはじめとする国の施策に関連して設立された第三セクター等の効率化・

経営健全化の取組に対しては、必要な支援を行うなど積極的に協力されたいこと。

Ⅲ 東日本大震災の復旧・復興の推進及び国土強靱化、防災・減災対策の推進

東日本大震災からの復旧・復興支援については、「平成 28 年度以降の復旧・復興事業について」（平成 27 年 6 月 24 日復興推進会議決定）に基づいた復興・創生期間の事業が円滑に推進されるよう、引き続き国庫補助負担金等の交付の早期化や、被災団体の事務負担の軽減を図られたいこと。

また、国土強靱化に関する施策及び南海トラフ地震、首都直下地震等に関する防災・減災対策について、国として、その責務に応じ、所要の財源を確保されたいこと。

【個別事項】

(内閣官房)

1 社会保障制度の更なる改革

「持続可能な社会保障制度の確立を図るための改革の推進に関する法律」(平成 25 年法律第 112 号)に基づき、社会保障制度改革推進会議において、平成 37 年を展望した社会保障制度の更なる改革を検討する際には、年金を除く医療、介護、子育て等の社会保障の多くを地方公共団体が担っていることから、地方の意見を十分に踏まえられたいこと。

2 まち・ひと・しごと創生の新型交付金の制度設計

まち・ひと・しごと創生については、地方版総合戦略に基づく事業が平成 28 年度から本格的に推進される所、新型交付金の制度設計に当たっては、地方の意見を十分に踏まえ、地方の予算編成に支障を来さないよう、その内容等を早期に示されたいこと。

(内閣府)

1 子ども・子育て支援に係る財政措置等(同旨文部科学省、厚生労働省)

子ども・子育て支援新制度について、国として、事業の実施主体である地方への適切な支援を行うとともに、利用者や事業者等の関係者に対するきめ細かな広報・周知により新制度の理解促進に努め、円滑な制度の定着を図られたいこと。

また、保育等の量的拡充や職員配置の充実などの質の向上も含めて、新制度に係る所要の財源を確実に確保されたいこと。

さらに、認定こども園の施設整備費補助は一元化されておらず、交付事務が煩雑であるなどの新制度の施行に伴う課題について、実効性のある運用改善措置を講じられたいこと。

なお、幼稚園、保育所等の保育料等の無償化を進める場合には、子ども・子育て支援新制度の施行の状況や地方公共団体における実務への影響も踏まえつつ、対象範囲や無償化の仕組みなどの制度的な課題や、安定的な追加財源の確保方策などを総合的に検討されたいこと。

2 自殺対策に係る財政措置

平成 27 年度の自殺対策事業については、平成 26 年度補正予算(第 1 号)で措置された地域自殺対策強化交付金等を活用し実施されているが、国が「自殺総合対策大綱」(平成 24 年 8 月 28 日閣議決定)により設定した目標の達成に向けて、地方においても安定的に自殺対策を推進できるよう、所要の国費を確保されたいこと。

3 PPP/PFIの推進(同旨文部科学省、環境省)

PPP/PFIの推進については、「経済財政運営と改革の基本方針 2015」や「PFIの推進に関する行政評価・監視に基づく勧告」(平成 27 年 4 月総務省行政評価局)等も踏まえ、地域プラットフォームを活用しつつ、専門家の派遣、優良事例の全国への普及、手続の簡素化を一層進めるとともに、官民双方の作業負担に留意しつつ多様なPPP/PFI手法導入の優先的な検討を促す仕組みを構築するなど、地方公共団体におけるPPP/PFIの導入が進むよう、必要な措置を講じられたいこと。

(文部科学省)

1 教職員定数の増加の抑制

教職員定数については、国・地方を通じた厳しい財政状況、「経済財政運営と改革の基本方針 2015」等を踏まえ、教職員数の増加を伴う施策について、改善増を真に必要なものに限るなど、地方公共団体の適正な定員管理及び人件費の抑制に支障を来すことのないように、厳に抑制されたいこと。

2 子ども・子育て支援に係る財政措置等（同旨内閣府、厚生労働省）

子ども・子育て支援新制度について、国として、事業の実施主体である地方への適切な支援を行うとともに、利用者や事業者等の関係者に対するきめ細かな広報・周知により新制度の理解促進に努め、円滑な制度の定着を図られたいこと。

また、保育等の量的拡充や職員配置の充実などの質の向上も含めて、新制度に係る所要の財源を確実に確保されたいこと。

さらに、認定こども園の施設整備費補助は一元化されておらず、交付事務が煩雑であるなどの新制度の施行に伴う課題について、実効性のある運用改善措置を講じられたいこと。

なお、幼稚園、保育所等の保育料等の無償化を進める場合には、子ども・子育て支援新制度の施行の状況や地方公共団体における実務への影響も踏まえつつ、対象範囲や無償化の仕組みなどの制度的な課題や、安定的な追加財源の確保方策などを総合的に検討されたいこと。

3 特別支援教育就学奨励事業に係る超過負担の解消

特別支援教育就学奨励事業については、国予算の不足による地方公共団体の超過負担が生じており、事業の執行に支障を来しているので、事業の適正かつ円滑な実施と健全な財政運営を確保するため、所要の国費を確保し、超過負担の完全解消に格段の努力を払われたいこと。

4 PPP／PFIの推進（同旨内閣府、環境省）

PPP／PFIの推進については、「経済財政運営と改革の基本方針 2015」や「PFIの推進に関する行政評価・監視に基づく勧告」（平成 27 年 4 月総務省行政評価局）等も踏まえ、地域プラットフォームを活用しつつ、専門家の派遣、優良事例の全国への普及、手続の簡素化を一層進めるとともに、官民双方の作業負担に留意しつつ多様なPPP／PFI手法導入の優先的な検討を促す仕組みを構築するなど、地方公共団体におけるPPP／PFIの導入が進むよう、必要な措置を講じられたいこと。

（厚生労働省）

1 医療・介護サービスの提供体制改革等の円滑な遂行

各都道府県が策定する医療費適正化計画の基準となる医療費適正化基本方針の内容や慢性期の医療・介護ニーズに対応するサービス提供体制のあり方を検討するに当たっては、高齢化率など地域の構造的な要因に十分留意しつつ、地方と十分に協議を行われたいこと。

さらに、医療・介護サービスの提供体制改革のための地域医療介護総合確保基金については、必要な事業を円滑に実施できるよう、引き続き所要の国費を確保されたいこと。

このほか、当該基金の対象となっていない救命救急センター運営事業やドクターヘリ導入促進事業などを対象とする医療提供体制推進事業費補助金については、近年、ドクターヘリの配備数が増加していることなどから、地域の医療提供体制を維持・強化できるよう、補助対象経費の拡大とあわせ、所要の国費を確保されたいこと。

2 国民健康保険制度の持続可能性の確保等

「持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律」(平成 27 年法律第 31 号)に基づき、平成 30 年度から都道府県が国民健康保険の財政運営の責任主体となる新制度へ円滑に移行できるよう、制度や運用及び保険者努力支援制度など財政支援の詳細について、地方と十分に協議を行うとともに、制度改正に伴い必要となるシステム関係経費については、国において所要の財源を確保されたいこと。

また、特定健康診査及び特定保健指導の国庫負担について、地方公共団体に超過負担が生じている実態を踏まえ、所要の国費を確保すること。

このほか、診療報酬の改定に当たっては、公立病院の厳しい経営状況を踏まえ、公立病院が担う不採算医療等に係る費用の評価について、配慮されたいこと。

3 子ども・子育て支援に係る財政措置等(同旨内閣府、文部科学省)

子ども・子育て支援新制度について、国として、事業の実施主体である地方への適切な支援を行うとともに、利用者や事業者等の関係者に対するきめ細かな広報・周知により新制度の理解促進に努め、円滑な制度の定着を図られたいこと。

また、保育等の量的拡充や職員配置の充実などの質の向上も含めて、新制度に係る所要の財源を確実に確保されたいこと。

さらに、認定こども園の施設整備費補助は一元化されておらず、交付事務が煩雑であるなどの新制度の施行に伴う課題について、実効性のある運用改善措置を講じられたいこと。

なお、幼稚園、保育所等の保育料等の無償化を進める場合には、子ども・子育て支援新制度の施行の状況や地方公共団体における実務への影響も踏まえつつ、対象範囲や無償化の仕組みなどの制度的な課題や、安定的な追加財源の確保方策などを総合的に検討されたいこと。

4 乳幼児医療費に係る国庫負担金減額措置の見直し等

地方公共団体が乳幼児医療費助成を行っている場合に採られている国民健康保険に係る国庫負担金の減額措置については、「国民健康保険の見直しについて」

(平成 27 年 2 月 12 日国民健康保険制度の基盤強化に関する国と地方の協議)において、「今後、更に検討を進めるべき事項」と位置付けられていることも踏まえ、早急に検討を行い、廃止するなどの見直しを行うこと。また、乳幼児医療費の自己負担のあり方について、高齢者医療費の自己負担とのバランスを踏まえ、医療保険制度を含む全国的な制度での対応もあわせて検討されたいこと。

5 予防接種に係る財政措置等

「予防接種法」(昭和 23 年法律第 68 号)の対象となる疾病の追加の検討に当たっては、副反応も含めた予防接種施策に対する国民の理解を得るとともに、事務の効率的な実施体制の構築に加え、所要の財源を確実に確保されたいこと。

6 障害者支援のあり方の見直し等

「地域社会における共生の実現に向けて新たな障害保健福祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律」(平成 24 年法律第 51 号)の施行後 3 年を目途とした障害者等に対する支援のあり方の見直しに当たっては、地方公共団体の意見を十分に踏まえた上で、制度の安定的な運営が可能となるよう適切な措置を講じられたいこと。その際、地方公共団体に新たな負担が発生する場合には、必要な財政措置を講じられたいこと。

また、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」(平成 17 年法律第 123 号)に基づき地方公共団体が行うものとされている地域生活支

援事業については、円滑な実施が可能となるよう、国の費用負担のあり方等について検討するとともに、所要の国費を確保するなど、十分な財政措置を講じること。

(農林水産省)

1 直轄事業の見直し(同旨国土交通省)

直轄事業については、地方分権改革推進委員会の「国直轄事業負担金に関する意見」(平成21年4月24日)及び「事務・権限の移譲等に関する見直し方針について」(平成25年12月20日閣議決定)を踏まえ、その縮減に取り組まれないこと。

また、地方公共団体に対する説明責任の観点から、現行の直轄事業の計画・実施・変更に係る地方公共団体との事前協議については、地方の意見を十分反映できるよう、協議の方法や回数等の工夫によりその内容を充実させるとともに、あらかじめ十分な時間的余裕をもって行われたいこと。

さらに、当初計画における工期及び事業費を超えて事業が行われることがないよう、効率的な事業執行、コスト縮減を徹底されたいこと。

2 後進地域の開発に関する公共事業の補助率差額の交付方法の改善(同旨国土交通省)

後進地域における開発指定事業に係る補助率差額については、「後進地域の開発に関する公共事業に係る国の負担割合の特例に関する法律施行令」(昭和36年政令第258号)第3条第2項の規定により例外的に認められる翌々年度交付が常態化していることから、事業実施主体の財政運営に支障が生じないよう、原則である事業年度の翌年度に交付されたいこと。

(林野庁)

1 林業公社の抜本的な経営対策等

林業公社の経営対策については、不採算分収林の区分と契約解除等に向けた取組を支援する「分収林契約適正化事業」を積極的に推進し、契約解除に伴う義務的繰上償還(補償金なし)を進めるなど、一層の債務返済が図られるよう取り組むとともに、引き続き、より効率的かつ効果的な対策を検討されたいこと。

特に、林業公社の更なる経営改善のため、利子負担軽減対策として、利率の高い日本政策金融公庫資金の繰上償還(補償金なし)や無利子である森林整備活性化資金の拡充等について、引き続きその実現に向け努力されたいこと。

あわせて、林業公社の廃止等により都道府県が引き受けた債務についても、一層の債務返済や利子負担軽減が図られるよう効果的な対策を検討すること。

2 地球温暖化対策の推進(同旨資源エネルギー庁、環境省)

平成24年度税制改正においては、石油石炭税に「地球温暖化対策のための課税の特例」が創設された。地球温暖化対策の推進のためには地域における取組が重要であることから、地方の地球温暖化対策に関する財源の確保、特に、森林吸収源対策に要する費用に対する措置について、新たな仕組みの導入の検討を進め、国連気候変動枠組条約第21回締約国会議(COP21)に向けた平成32年以降の温室効果ガス削減目標の設定までに、森林吸収量の目標達成も含めた具体的な姿について結論を得ること。

(資源エネルギー庁)

地球温暖化対策の推進(同旨林野庁、環境省)

平成24年度税制改正においては、石油石炭税に「地球温暖化対策のための課税

の特例」が創設された。地球温暖化対策の推進のためには地域における取組が重要であることから、地方の地球温暖化対策に関する財源の確保、特に、森林吸収源対策に要する費用に対する措置について、新たな仕組みの導入の検討を進め、国連気候変動枠組条約第 21 回締約国会議（C O P 21）に向けた平成 32 年以降の温室効果ガス削減目標の達成までに、森林吸収量の目標達成も含めた具体的な姿について結論を得ること。

（国土交通省）

1 直轄事業の見直し（同旨農林水産省）

直轄事業については、地方分権改革推進委員会の「国直轄事業負担金に関する意見」（平成 21 年 4 月 24 日）及び「事務・権限の移譲等に関する見直し方針について」（平成 25 年 12 月 20 日閣議決定）を踏まえ、その縮減に取り組まれないこと。

また、地方公共団体に対する説明責任の観点から、現行の直轄事業の計画・実施・変更に係る地方公共団体との事前協議については、地方の意見を十分反映できるように、協議の方法や回数等の工夫によりその内容を充実させるとともに、あらかじめ十分な時間的余裕をもって行われたいこと。

さらに、当初計画における工期及び事業費を超えて事業が行われることがないように、効率的な事業執行、コスト縮減を徹底されたいこと。

2 後進地域の開発に関する公共事業の補助率差額の交付方法の改善（同旨農林水産省）

後進地域における開発指定事業に係る補助率差額については、「後進地域の開発に関する公共事業に係る国の負担割合の特例に関する法律施行令」（昭和 36 年政令第 258 号）第 3 条第 2 項の規定により例外的に認められる翌々年度交付が常態化していることから、事業実施主体の財政運営に支障が生じないように、原則である事業年度の翌年度に交付されたいこと。

（環境省）

1 地球温暖化対策の推進（同旨林野庁、資源エネルギー庁）

平成 24 年度税制改正においては、石油石炭税に「地球温暖化対策のための課税の特例」が創設された。地球温暖化対策の推進のためには地域における取組が重要であることから、地方の地球温暖化対策に関する財源の確保、特に、森林吸収源対策に要する費用に対する措置について、新たな仕組みの導入の検討を進め、国連気候変動枠組条約第 21 回締約国会議（C O P 21）に向けた平成 32 年以降の温室効果ガス削減目標の設定までに、森林吸収量の目標達成も含めた具体的な姿について結論を得ること。

2 産業廃棄物の不法投棄等に起因する支障除去等に係る財政負担

「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」（昭和 45 年法律第 137 号）に基づき都道府県等が産業廃棄物の不法投棄等に起因する支障除去等を行う際の経費については、平成 28 年度以降の産業廃棄物適正処理推進センターが設ける基金からの支援に関する検討に当たり、現行の地方負担を増加させないように、地方の意見を十分に踏まえた制度を構築するとともに、必要な国費を確保されたいこと。

3 PPP／PFI の推進（同旨内閣府、文部科学省）

PPP／PFI の推進については、「経済財政運営と改革の基本方針 2015」や「PFI の推進に関する行政評価・監視に基づく勧告」（平成 27 年 4 月総務省行政評価局）等も踏まえ、地域プラットフォームを活用しつつ、専門家の派遣、優

良事例の全国への普及、手続の簡素化を一層進めるとともに、官民双方の作業負担に留意しつつ多様なPPP／PFI手法導入の優先的な検討を促す仕組みを構築するなど、地方公共団体におけるPPP／PFIの導入が進むよう、必要な措置を講じられたいこと。